

②令和元年 11 月 1 日

刑事施設等に対する就労支援に関する助成（寄贈）募集要項

公益財団法人 清心内海塾

1 趣旨

①受刑者 ②少年院在院者 ③刑期終了者等に対する就労支援は、健全な社会生活を営む上での基礎となる就職に直接結びつくものであり、ひいては再犯・再非行を防止し、安心・安全な国作りのために役立つものと考えます。弊財団法人では、このような認識の下、刑事施設、少年院、刑期終了者等の健全な社会生活を支援する団体における就労支援に対し、少しでもより充実した支援の助力となるよう、次のとおり助成することとします。

2 対象となる団体

①刑事施設 ②少年院 ③刑期終了者等の健全な社会生活を支援する団体

3 助成の内容等

(1) 就労に役立つ教材（DVD を含めます。）を助成します。

資格・免許を取得するための書籍に限らず、これに関連する参考書・問題集・辞典等を含みます。また、社会人としてのマナー取得、職業人としてのスキルアップなど、資格・免許の取得には直接関係のない書籍であっても、就労に役立つ一般常識的な書籍であれば、これも助成の対象に含めます。

上記を弊財団法人が費用を負担して購入し寄贈する方法で助成します。

(2) 上記(1)の教材等の周辺機器・機材等を助成します。

上記(1)の教材等を活用する上で必要となる DVD プレイヤー、液晶ディスプレイ、工具類、その他器材等が該当します。

上記を弊財団法人が費用を負担して購入し寄贈する方法で助成します。

(3) 職業訓練における外部講師、有識者等を派遣して助成します。

資格・免許を取得するための各種職業訓練を実施する上で、専門的な知識を有する外部有識者を招へいする必要がある場合には、弊財団法人が必要な費用を負担して当該有識者を派遣する方法で助成します。

(4) 上記の助成については、複数件を申請することも可としますが対象となる一団体について、概ね 30 万円を限度とします。なお、選考の結果、不採用となる場合があります。

4 申請手続等

(1) 所定の申請書に記入の上、期日までに弊財団法人まで文書またはメールにて送付願います。弊財団法人にて選考を行います。

(2) 申請書は弊財団法人のホームページからダウンロードできます。

(3) 書籍等にあつては、その題名、出版社、金額及び必要冊数を明記してください。

- (4) 周辺機器・器材等にあつては、具体的な機器名、メーカー、金額及び必要台数を明記してください。
- (5) 外部有識者の派遣にあつては、その方の名前、所属団体等及び派遣時期、講義内容、講義時間、時間単価等を明記してください。

5 募集期間

令和元年 9 月 12 日から令和元年 ~~10 月 31 日~~ 11 月 30 日まで

6 選考方法

申請書を助成先選考委員会にて審議し、次の着眼点により選考します。

- (1) 公益性を有するもの
- (2) 社会的要請が高いもの
- (3) この法人の目的と合致するもの
- (4) 助成の効果が継続的であるもの
- (5) 助成の効果が解り易く大きいもの
- (6) 助成先に特別の利益を与えるものではないこと

7 結果の通知

- (1) 申請書の送付があつた各団体に対し、採用、不採用の結果を文書またはメールで連絡します。
- (2) 選考結果の通知は、申請書の受付終了後、約 1 ヶ月を予定しています。

8 留意事項

- (1) 申請内容を確認するために、当法人から照会する場合がありますので、担当者名を明記してください。
- (2) 本件申請が採用となつた団体については、助成の具体的な実施方法、実施時期等について、別途協議させていただきます。
- (3) 助成の実施までには、一定期間を要することから、外部有識者の派遣にあつては、希望する派遣時期に特に留意してください。
- (4) 助成の実施に当たっては、弊財団法人からの助成である旨の表示をお願いする場合があります。
- (5) 助成完了後に当たっては、別に定める様式に従つた報告書をご提出いただきます。

(問い合わせ先・申請先)

公益財団法人 清心内海塾 事務局 助成係 (担当：高野 齋藤)

〒144-0043 東京都大田区羽田 5 丁目 3 番 1 号 スカイプラザオフィス

電話 03-6423-9316、FAX 03-6423-6016

E-mail u-info@s-utsumijuku.or.jp、ホームページ <https://www.s-utsumijuku.or.jp>